

松山市地方創生懇話会開催要綱

(設置)

第1条 本市の人口ビジョン及び総合戦略（以下「総合戦略等」という。）の策定に当たり、総合戦略等の在り方等について関係団体等から広く意見を聴くため、松山市地方創生懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、総合戦略等の在り方、主要な課題その他総合戦略等の策定に必要な事項に関し、総合的な立場から意見を述べる。

(組織)

第3条 市長は、別表に掲げる関係団体等から推薦のあった者を懇話会の出席者として選任するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じて、別表に掲げる関係団体等に属する者以外の者を懇話会の出席者として選任することができる。

(ふるさと応援アドバイザー)

第4条 市長は、必要に応じて、市外で活躍する本市にゆかりのある者のうちから、ふるさと応援アドバイザーを選任することができる。

2 市長は、ふるさと応援アドバイザーに対し、懇話会への出席、文書の提出その他の方法により意見を述べるよう要請することができる。

(会議)

第5条 懇話会は、市長が招集する。

2 懇話会の進行は、市長が行う。ただし、市長に事故があるとき又は市長が不在のときは、市長が指名する者がその職務を代理する。

3 懇話会の出席者として選任された者は、懇話会に出席できないときは、文書その他の方法により意見を述べることができる。

(事務局)

第6条 懇話会に関する庶務を処理するため、事務局を総合政策部企画戦略課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

別表（第 3 条関係）

名 称
特定非営利活動法人 アクティブボランティア 2 1
株式会社 伊予銀行
伊予鉄道 株式会社
株式会社 愛媛銀行
愛媛経済同友会
愛媛県中小企業家同友会
株式会社 愛媛新聞社
愛媛信用金庫
国立大学法人 愛媛大学
えひめ中央農業協同組合
四国旅客鉄道 株式会社
中島商工会
日本政策金融公庫 松山支店
日本政策投資銀行 松山事務所
北条商工会
松山市漁業連合協議会
松山市農業協同組合
松山商工会議所
学校法人 松山大学
松山地域労働者福祉協議会
松山みらいクラブ連絡協議会
特定非営利活動法人 ワークライフ・コラボ